

史跡筑豊炭田遺跡群保存活用計画

- 目尾炭坑跡編 -

令和3年（2021）3月

飯塚市教育委員会

【目尾の由来】

目尾炭坑跡の「目尾」とは、この地に律令制（7世紀後半～10世紀頃）の役人で「目（さくわん）」が住んでおり、その「さくわん」が変化したものと考えられている。

序

令和3年(2021)3月

飯塚市教育委員会

教育長 武井 政一

例言

- 1 『史跡筑豊炭田遺跡群保存活用計画 - 目尾炭坑跡編 -』(以下「本計画」)は、史跡筑豊炭田遺跡群目尾炭坑跡の保存活用計画書である。
- 2 本計画の策定事業は、平成30年度、令和元年度(平成31年度)、令和2年度の3か年で実施した。平成30年度は各市教育委員会の事務局で共通部分の素案を作成し、令和元年度については先行して田川市、直方市の保存活用計画を策定し、令和2年度には飯塚市(以下「本市」)の保存活用計画策定事業として実施した。
- 3 本計画の策定に際しては、令和2年度に「目尾炭坑跡保存活用計画策定委員会」を設置し、文化庁文化財第二課(以下「文化庁」)、福岡県教育庁教育総務部文化財保護課(以下「県教育委員会」)の指導のもと、飯塚市教育委員会(以下「市教育委員会」)が行った。
- 4 計画策定にかかる事務は、飯塚市教育委員会教育部文化課文化財保護推進室(以下「市文化財所管課」)が担当し、関連業務の一部を(株)都市環境研究所九州事務所に委託した。
- 5 本計画では、「炭坑」と「炭鉱」の使い分けについて、原則、前近代的なもの・概念的なもの・穴を想定するものは「炭坑」、近代的で機械化が進んだものは「炭鉱」と表記する。社名、固有名詞、文化財指定名称等については、それぞれに応じて「鑛、礦、砒」を使用する。
- 6 本計画でいう「筑豊地域」の範囲は、特に断りのない限り、筑前国遠賀郡、鞍手郡、嘉麻郡、穂波郡と、豊前国田川郡の5郡とする。(現在の北九州市戸畑区、北九州市八幡東区の一部、北九州市八幡西区、北九州市若松区、中間市、直方市、宮若市、飯塚市、嘉麻市、田川市、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡)
- 7 本計画の策定にあたり、関係機関および関係者に多大なるご協力をいただいたことを謹んで感謝申し上げます。また、地域住民の方々には調査にご協力いただいたことを、この場を借りてお礼申し上げます。

<画像提供>

表紙 図 2-3-2・2-3-3・3-1-3：九州歴史資料館

図 2-3-4・2-3-6・2-3-7：橋本正勝氏

図 2-3-5・3-2-3・3-2-4：田川市石炭・歴史博物館(© Yamamoto Family)

図 2-3-8：田川市石炭・歴史博物館

図 2-4-9：飯塚市観光協会

図 3-1-1：杉山良輔

図 3-1-2：九州大学附属図書館付設記録資料館

図 3-2-1・3-2-2・3-2-5：東京大学工学部情報理工学図書館

図 9-2-1：梅沢邦夫

図 9-2-3：飯塚片島交流センター

目次

第1章	計画策定の沿革・目的	1
第1節	計画策定の沿革	
第2節	計画策定の目的	
第3節	計画策定の体制	
第4節	計画対象範囲	
第5節	本市における他の計画との関係	
第6節	法規制状況	
第7節	計画の実施	
第2章	筑豊炭田遺跡群の概要	10
第1節	筑豊地域	
第2節	地理的環境	
第3節	歴史的環境	
第4節	社会的環境	
第3章	目尾炭坑跡の沿革と概要	31
第1節	目尾炭坑の沿革	
第2節	調査の成果	
第3節	指定に至る経緯	
第4節	史跡の概要	
第4章	筑豊炭田遺跡群の価値と目尾炭坑跡の構成要素	40
第1節	筑豊炭田遺跡群の価値	
第2節	目尾炭坑跡の構成要素	
第5章	目尾炭坑跡の現状と課題	45
第1節	保存管理の現状と課題	
第2節	活用に関する現状と課題	
第3節	整備に関する現状と課題	
第4節	運営・体制に関する現状と課題	
第6章	筑豊炭田遺跡群の保存活用に向けた基本理念	47
第7章	目尾炭坑跡の目指す方向と保存活用方針	48
第1節	目尾炭坑跡の目指す方向	
第2節	目尾炭坑跡の保存活用方針	
第8章	目尾炭坑跡の保存管理	50
第1節	保存管理の方向性	
第2節	保存管理の方法	
第3節	現状変更等の取扱	

第4節	追加指定・公有化の方針	
第5節	調査研究の方針	
第9章	目尾炭坑跡の活用	・ ・ ・ ・ ・ 55
第1節	活用の方向性	
第2節	活用の方法	
第10章	目尾炭坑跡の整備	・ ・ ・ ・ ・ 58
第1節	整備の方向性	
第2節	整備の方法	
第11章	目尾炭坑跡の運営・体制	・ ・ ・ ・ ・ 60
第1節	運営・体制の方向性	
第2節	運営・体制の方法	
第12章	目尾炭坑跡に関する施策の実施計画	・ ・ ・ ・ ・ 62
第1節	実施計画	
第3節	計画の見直し	
参考資料		・ ・ ・ ・ ・ 65

第1章 計画策定の沿革・目的

第1節 計画策定の沿革

北部九州を縦貫する遠賀川流域は、かつて我が国最大の産炭地だった筑豊炭田と呼ばれ、膨大な量の石炭を供給することで日本の近代化と戦後復興に大きな貢献を果たした。しかし、1960年代の石炭産業の斜陽化にともなって筑豊地域の炭鉱は次々と閉山し、昭和51年（1976）の貝島大之浦露天掘炭硯の閉山によって、筑豊炭田は終焉を迎えた。

閉山後50年が過ぎようとする現在、当時の環境が激変した中で、筑豊炭田を象徴する種々の文化財の価値が再認識され始めた。そこで、三菱飯塚炭礦巻上機台座（飯塚市）、旧三井田川鉱業所伊田竪坑櫓・同第一・第二煙突（田川市）、旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所（直方市）などの比較的容易に視認できる地上遺構を対象に、文化財指定等の保護措置がまずは図られるようになった。特に、平成17年（2005）から始まった「九州・山口の近代化産業遺産群」の世界遺産登録運動の一環で、筑豊炭田の文化財を見直す動きが加速した。結果的に、筑豊地域の資産は「明治日本の産業革命遺産」（平成27年（2015）に世界文化遺産登録）の構成資産となり得なかったが、史跡としての価値づけを行うため、地下遺構の範囲内容と変遷過程を明らかにする調査を実施した。

本市は、平成20～27年度に目尾炭坑跡の発掘調査を実施し、平成28年度に調査報告書を刊行した。田川市は平成21～27年度に伊田坑跡の数度にわたる発掘調査を実施して、最終年度に調査報告書を刊行した。直方市は平成28年度に旧直方会議所と救護練習所模擬坑道に関わる建造物、構造物、史料等を対象とした保存対策調査を行って、翌年度に調査報告書を刊行した。各市とも、前述の課題に応える成果を得た。

あわせて、福岡県教育委員会ならびに筑豊炭田関連市町村の文化財担当者により、筑豊に点在する坑口、あるいは、炭坑の事業所、石炭を輸送した鉄道や河川、石炭を取り扱う会社やその組合、炭坑経営者の建物、ボタ山などの炭坑関連遺跡（以下「筑豊地域の炭坑関連遺跡」）の悉皆調査を実施したことで、群としての文化財的価値が再認識された。

筑豊地域の炭坑関連遺跡のなかでも、筑豊で初めて機械排水に成功した目尾炭坑跡（飯塚市）、筑豊最大級の炭鉱であった三井田川鉱業所伊田坑跡（田川市、以下「伊田坑跡」）、筑豊地域の石炭流通および保安等の中心だった旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所及び救護練習所模擬坑道（直方市、以下「旧直方会議所等」）といった歴史的意義が深く、残存状況が良好な3遺跡がそろって意見具申を行い、平成30年（2018）10月15日の官報告示をもって、国指定史跡筑豊炭田遺跡群（以下「筑豊炭田遺跡群」）となった。

このように、歴史的な環境が変化していく中で、日本の近代化と戦後復興に大きな貢献を果たした筑豊地域の炭坑関連遺跡が、歴史の証左として、今後重要な役割を果たすことは容易に予想される。その代表的、かつ、典型となる筑豊炭田遺跡群を確実に後世へ引き継ぐため、令和2年度に本計画を策定するに至った。

第2節 計画策定の目的

筑豊炭田遺跡群は、筑豊地域、そしてそれぞれが所在する各市にとって、近代化と戦後復興の歴史を象徴する重要な史跡であり、次世代へ確実に伝えていかなければならない。そのためは、今後、適正な保存を図った上で、観光や教育など幅広く活用していく必要がある。

本市は、筑豊炭田遺跡群が所在する田川市、直方市と協議しつつ、有識者等の意見を踏まえ、筑豊炭田遺跡群の価値と構成要素を明確化し、1つの史跡として一体的な保存管理、活用、整備、運営・体制の推進を図ることを目的に、保存活用計画を策定する。

第3節 計画策定の体制

(1) 策定の考え方

筑豊炭田遺跡群は、同一の歴史的背景を共有しながら、3つの史跡指定地が地理的に離れ、置かれる環境が異なるという特徴を有している。

上記を踏まえ、史跡指定地がそれぞれ所在する3市が、理念や方針を共有しつつ、各史跡指定地の実情に応じて保存活用計画をそれぞれ策定することとした。

【飯塚市策定】

筑豊炭田遺跡群保存活用計画 - 目尾炭坑跡編 -

【田川市策定】

筑豊炭田遺跡群保存活用計画 - 三井田川鉱業所伊田坑跡編 -

【直方市策定】

筑豊炭田遺跡群保存活用計画

- 旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所及び救護練習所模擬坑道編 -

(2) 目尾炭坑跡保存活用計画策定委員会

本市は、本計画の策定に向けて、景観工学、都市計画、産業経済史の各分野の専門家と地元選出者からなる「目尾炭坑跡保存活用計画策定委員会」を設置した。

目尾炭坑跡保存活用計画策定委員会（五十音順）

氏名	所属	分野等
伊藤 真奈美	地元選出	NPO 法人嘉穂劇場統括マネージャー
岡田 昌彰 ○	近畿大学教授	景観工学
河野 雅也 ◎	西日本工業大学教授	都市計画
北澤 満	九州大学准教授	産業経済史
竹下 茂木	地元選出	東町東自治会会長

◎：委員長 ○：副委員長

オブザーバー

氏名	所属	備考
浅野 啓介	文化庁文化財第二課史跡部門 文化財調査官	
入佐 友一郎	福岡県教育庁教育総務部文化財保護課 参事補佐兼文化財保護係長	
松本 将一郎	福岡県教育庁教育総務部文化財保護課 文化財保護係主任技師	

事務局 飯塚市教育委員会
教育長 武井政一
教育部長 二石記人
文化課長 坂口信治
文化財保護推進室長 毛利哲久
文化財活用担当主査 樋口嘉彦
文化財保護担当 八木健一郎

第1回目尾炭坑跡保存活用計画策定委員会

日時：令和2年（2020）10月16日（金）

場所：WEB会議システムを利用した遠隔会議

内容：・策定スケジュールについて

・史跡筑豊炭田遺跡群保存活用計画－目尾炭坑跡編－（案）について

第2回目尾炭坑跡保存活用計画策定委員会

日時：令和2年（2020）12月25日（金）

場所：WEB会議システムを利用した遠隔会議

内容：・策定スケジュールについて

・史跡筑豊炭田遺跡群保存活用計画－目尾炭坑跡編－（案）について

(3) 外部意見の聴取

1) パブリックコメント

本計画について市民に幅広い意見を聴取し、より良い計画策定の参考とするため、パブリックコメントを募った。

閲覧・意見提出期間：令和3年（2021）1月18日～令和3年2月1日

意見提出方法：飯塚市歴史資料館ホームページならびに、飯塚市歴史資料館で本計画案を公開し、Email、ファックス、郵便、窓口で意見を受け付けた。

2) 飯塚市文化財保存活用推進委員会 近代化遺産協議会

本市における文化財の総合的かつ計画的な保存および活用を図るため、近代化遺産の保存活用に関する協議を行う近代化遺産協議会において、本計画に対する意見聴取を行った。

日時：令和3年（2021）2月9日（火）

場所：飯塚市歴史資料館

第4節 計画対象範囲

本計画の計画対象範囲は、目尾炭坑跡における史跡として指定を受けている範囲（以下「史跡指定地」）である（図1-4-1、図1-4-2）。

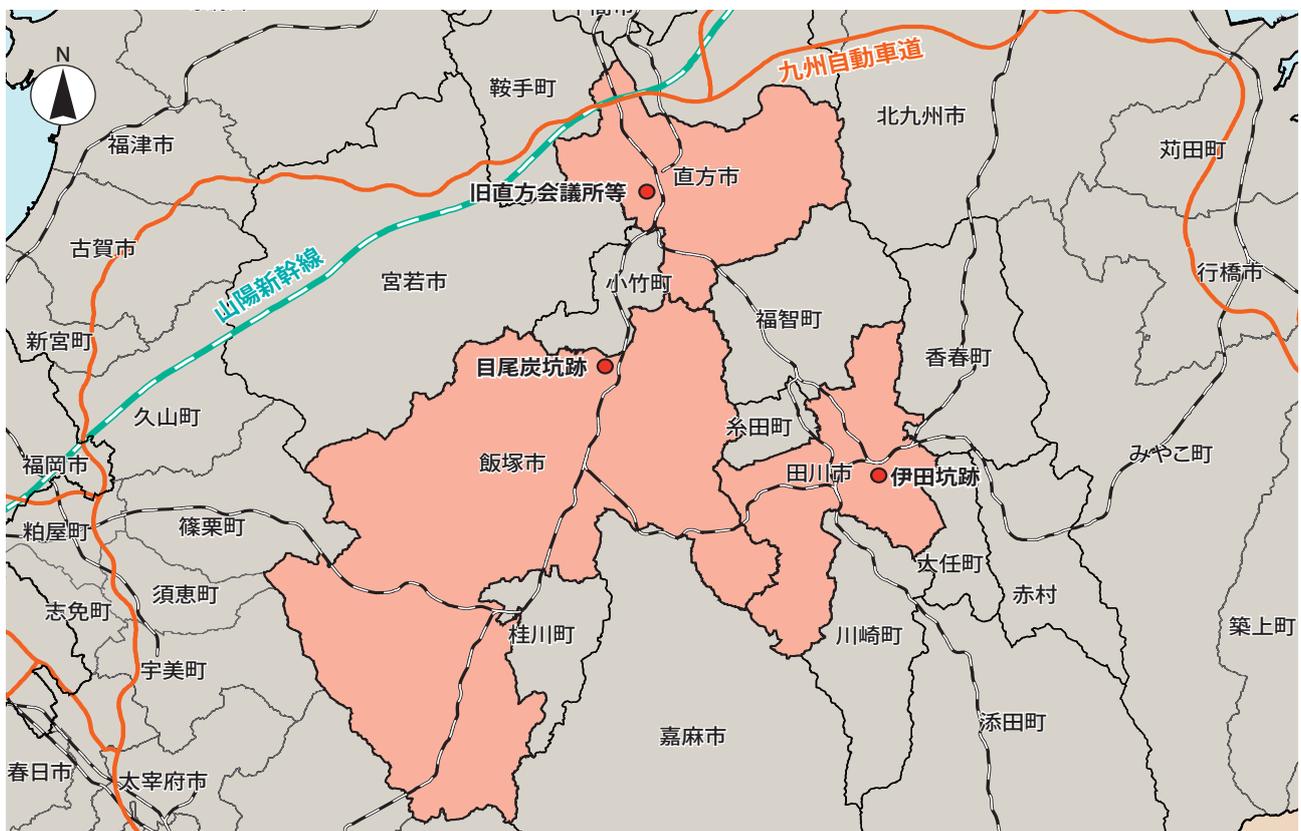


図1-4-1 史跡指定地の分布

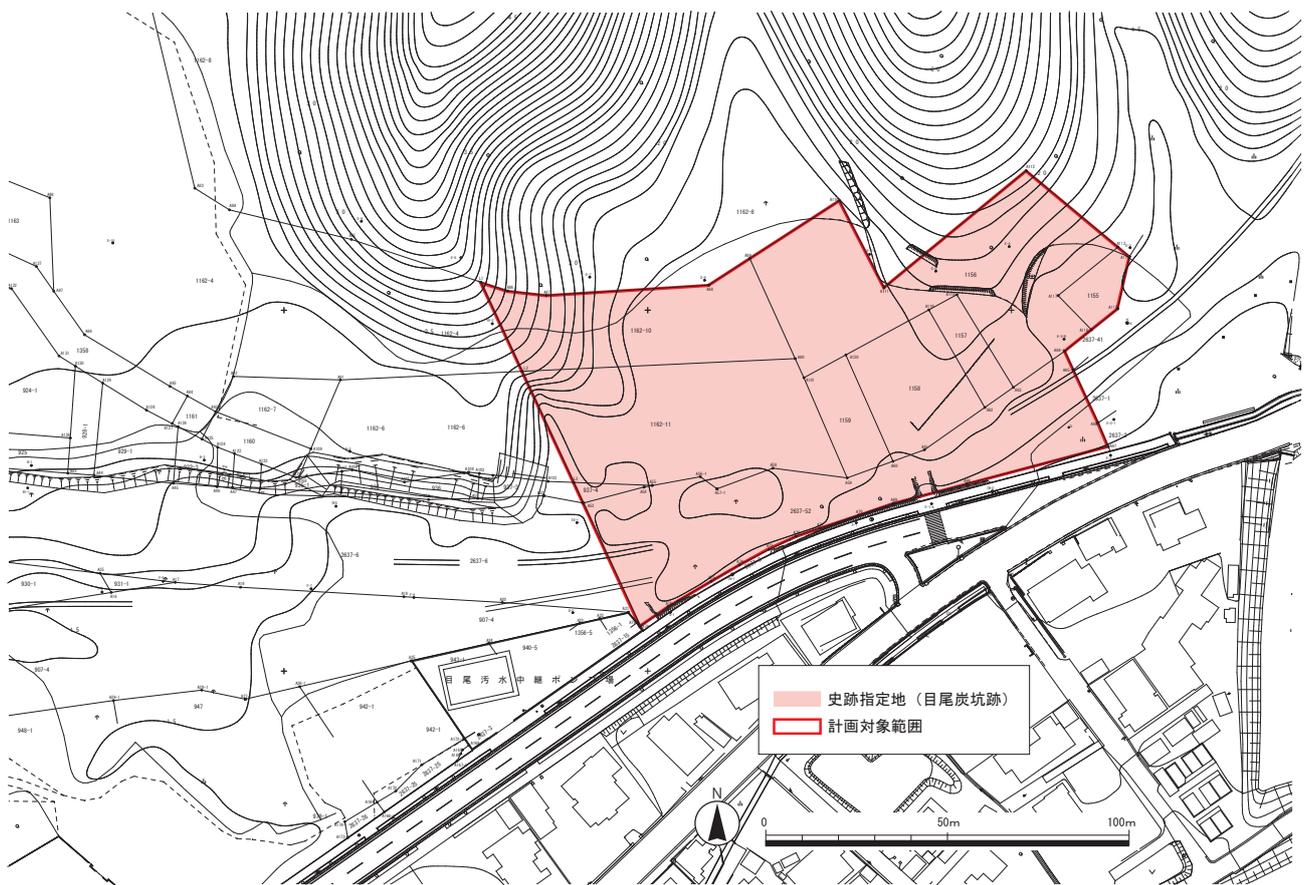


図 1-4-2 計画対象範囲

第 5 節 本市における他の計画との関係

筑豊炭田遺跡群は、文化財保護法を基にその保存と活用が行われているものであるが、本市の最上位計画である『第 2 次飯塚市総合計画』の基本理念などに則した保存や活用を進める必要がある。

また、土地利用に関する諸計画や生涯学習、観光など、活用に関する計画についても配慮する必要がある。

上記を踏まえ、ここで筑豊炭田遺跡群の保存と活用に関わる他の計画との関係について整理する。

(1) 第 2 次飯塚市総合計画（平成 29 ～令和 8 年度）

『第 2 次飯塚市総合計画』は、都市目標像とまちづくりの基本理念を定めた基本構想と、その政策実現に向け、取り組むべき施策をまとめた基本計画で構成される。基本構想では、「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち」を都市目標像に、「共に創り 未来につなぐ 幸せ実感都市 いいづか」を副題に掲げている。また、まちづくりの 5 つの基本理念のひとつとして「やさしさと豊かな心が育つまち」を掲げ、文化芸術などの活動を通じて豊かな感性を育み、生きがいや交流の輪を広げることとしている。

基本計画では、施策の柱として「歴史的・文化的遺産の保護と活用」を掲げ、「貴重な郷土芸能や歴史・文化資源を守り育み、文化の薫るまちづくりを推進」することを施策の方

針としている。具体的に施策を実現するための基本事業として、①文化財の保存・整備・活用の推進、②地域に根ざした特色ある伝統文化の継承、③教育・観光への活用の推進の3つを位置づけている。

(2) 第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2～6年度）

『第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略』は、人口ビジョンと総合戦略で構成される。人口ビジョンでは「2060（令和42）年に人口10万人」の目標を掲げ、総合戦略では、これを施策立案のうえでの基礎として位置づけている。

総合戦略では、3つの基本目標を掲げ、そのひとつである「次代を牽引する魅力あふれるまちづくり」において、「次代を牽引する地域づくりの推進」を実現に向けた基本施策としている。具体的には、旧伊藤家住宅、嘉穂劇場などの地域資源を戦略的に活用する観光・文化振興による交流人口の増加を目指し、観光入込客数の目標値を169万人としている。

(3) 第2次飯塚市教育施策の大綱（平成30～令和4年度）

『第2次飯塚市教育施策の大綱』は、「本物志向・未来志向のひとづくりのために」を基本理念に、4つの基本目標を掲げている。そのひとつである「個性豊かな新しい文化の創造」において、本市の歴史、風土、自然、これまで育んできた文化や貴重な歴史的・文化的遺産を基盤とし、これらを次の世代へ大切に保存伝承するとともに、魅力あふれる文化の振興を図り、市民の主体的な文化・芸術活動を通じて「個性豊かな新しい文化の創造」を目指すことを目標としている。

また、基本目標の達成に向けた基本施策に、「文化の振興・文化財の保護」を掲げ、その下に①文化の振興、②文化財保護の普及啓発、③文化財の保存・継承・活用の3つの取組を位置づけている。

(4) 飯塚市文化振興マスタープラン（第2次）（平成29～令和8年度）

『飯塚市文化振興マスタープラン（第2次）』は、「個性豊かな新しい文化の創造」を理念とし、『第2次飯塚市総合計画』に掲げる「やさしさと豊かな心が育つまち」を目指して、飯塚の郷土性を活かし、市民の主体性を基本とした文化振興を基本目標としている。

また、5つの文化施策の柱を掲げ、そのうちのひとつである「文化の見えるまちづくり」において、①「個性豊かな新しい文化の創造」事業、②顕彰活動・表彰制度、③多様な文化芸術による交流や集客、④文化財や伝統文化の保存・継承を基本施策として位置づけている。さらに④の展開として文化財を未来に伝え、文化財に親しむ気運を高め、文化財を市民の暮らしに活かすことを定めている。

(5) 飯塚市都市計画マスタープラン（平成22～令和8年）

『飯塚市都市計画マスタープラン』では、「健やかな暮らしと活力に満ちたまち 飯塚」を都市づくりの理念とし、都市目標像として環境・暮らし・活力の持続性を高める「拠点連

携型の都市」を掲げている。また、3つの都市づくりの基本目標を掲げ、そのうちのひとつである「水・緑・歴史と都市が共生する快適環境の都市づくり」において、長崎街道などの歴史的遺産、石炭産業都市としての「歴史」を都市づくりに活かした個性豊かな都市を目指している。

目尾炭坑跡が位置する場所は、『飯塚市都市計画マスタープラン』に拠点的な位置づけはない。土地利用としては森林・樹林地であり、保存を前提としている。

なお、旧伊藤家住宅、嘉徳劇場など、本市の歴史を偲ばせる歴史的建造物などは歴史観光拠点に位置付けられ、拠点性を高めるため、周辺の居住環境・道路空間・樹林地における一体的な景観の保全・創出により、歴史文化学習やふれあいの場としての活用を推進することを拠点整備の方針として掲げている。

(6) 飯塚市立地適正化計画（平成29～令和8年度）

『飯塚市立地適正化計画』では、医療、福祉、商業等の都市機能を中心拠点などへ誘導・集約し、各種サービスの効率的な提供を図る都市機能誘導区域と、人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導する居住誘導区域を定めている。

目尾炭坑跡が位置する場所は、いずれの区域にも含まれないが、生活に必要な都市機能と拠点、拠点間（地域間）を結ぶ鉄道やバス等の地域交通の軸となる地域連携軸に面している。

(7) 第2次飯塚市観光振興基本計画（平成30～令和9年度）

『第2次飯塚市観光振興基本計画』では、「人と想い「つなぐ つなげる つながる」いいづか」を本市の観光キーワードに掲げている。また、6つの基本方針のうち、目尾炭坑跡に関係する方針として「既存資源の活用・観光資源の発掘」、「広域連携の推進」を位置づけ、具体的な取組として「近代化産業遺産」、「長崎街道」等を活かした体験型観光の充実や、筑豊地域での広域連携、近代化産業遺産等のテーマ別による他自治体との連携などを定めている。

(8) 飯塚市地域防災計画（平成26～（最終改正 令和元年6月））

『飯塚市地域防災計画』では、「安全で安心して暮らせるまちづくり」を理念として4つの基本目標を掲げている。

そのひとつである、災害予防計画の「災害に強いまちづくり」において、「文化財災害予防対策の推進」を位置づけ、①文化財保護思想の普及・啓発、②火災予防体制の強化、③防火施設等の整備推進、④文化財の破損防止及び点検設備を定めている。

また、風水害応急対策計画の「文教対策」において、災害により文化財に被害が発生したときの文化財所有者や教育総務班の役割として被害状況の調査や報告等を定めている。

なお、『飯塚市地域防災計画』は災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市の地域構

造の変化及び災害応急対策の効果等を検証し、必要があると認めるときは、これを飯塚市防災会議において修正するものである。

第6節 法規制状況

計画対象範囲の保存活用に関わる法令を以下に整理する。

(1) 文化財保護法

文化財保護法は、文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

史跡指定地の現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」）を行う場合には、文化財保護法第125条第1項に基づき、基本、文化庁長官の許可を受けなければならない。

史跡指定地周辺は、文化財保護法第93条の周知の埋蔵文化財包蔵地である。その範囲内で土木工事等を行う場合には、文化財保護法第93条に基づき文化庁長官に土木工事等のための発掘の届出、あるいは文化財保護法第94条に基づき文化庁長官に通知をしなければならない。

他方、文化財保護法の改正（平成31年（2019）4月施行）により、地方自治体は、史跡の保存および活用のために行う具体的な措置の内容を記載する史跡保存活用計画を、文化財保護法第129条の2に基づいて文化庁長官の計画認定を申請することができることとなった。

(2) 都市計画法

都市計画法は、都市計画の内容およびその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

計画対象範囲は、非線引区域の都市計画区域内で用途指定は無指定（容積率200%、建蔽率70%）である。

(3) 建築基準法

建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備および用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康および財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

計画対象範囲は、都市計画区域内であるため、10㎡を超える建築物を建築しようとする場合、建築基準関係規定に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。また、建築基準法における集団規定（建築基準法第3章）が適用される。

本市が建築行為を行う場合も、本市は特定行政庁でないため、10 m²を超える建築物を建築しようとする場合は、県への確認申請が必要である。

第7節 計画の実施

本計画は、令和3年（2021）4月1日より実施するものとする。なお、本計画の計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間とする。

第2章 筑豊炭田遺跡群の概要

第1節 筑豊地域

「筑豊」という地域名称は、明治以後、富国強兵策を支えるエネルギー源である石炭産地、遠賀川の流域一帯を指して一般に使われるようになったものである。この地が筑前（遠賀・鞍手・嘉穂郡）と豊前（田川郡）の旧二国にまたがることから、両方の頭文字をとって「筑豊」と称されるようになる。

筑豊の名の初見は、明治18年（1885）に筑前国遠賀郡、鞍手郡、嘉麻郡、穂波郡と、豊前国田川郡の五郡が「筑前国豊前国石炭坑業組合」を組織し、翌明治19年（1886）に「筑豊五郡川舩同業組合」が設立された頃とされる。

筑前国豊前国石炭坑業組合はその後、明治26年（1893）に筑豊石炭鉱業組合と改称した。この頃から「筑前豊前二州の炭田」や「豊筑五郡煤田」などと称されていた炭田も筑豊炭田と呼ばれ始め、石炭産地と結びついて遠賀川の流域が筑豊地域といわれるようになった。

なお、歴史的に言えば、明治32年（1899）に企救郡が筑豊石炭鉱業組合に加入したため、現在の北九州市門司区、小倉北区、小倉南区も筑豊炭田の一部とされることもあるが、ここでいう筑豊地域では、企救郡を除外している（図2-1-1）。

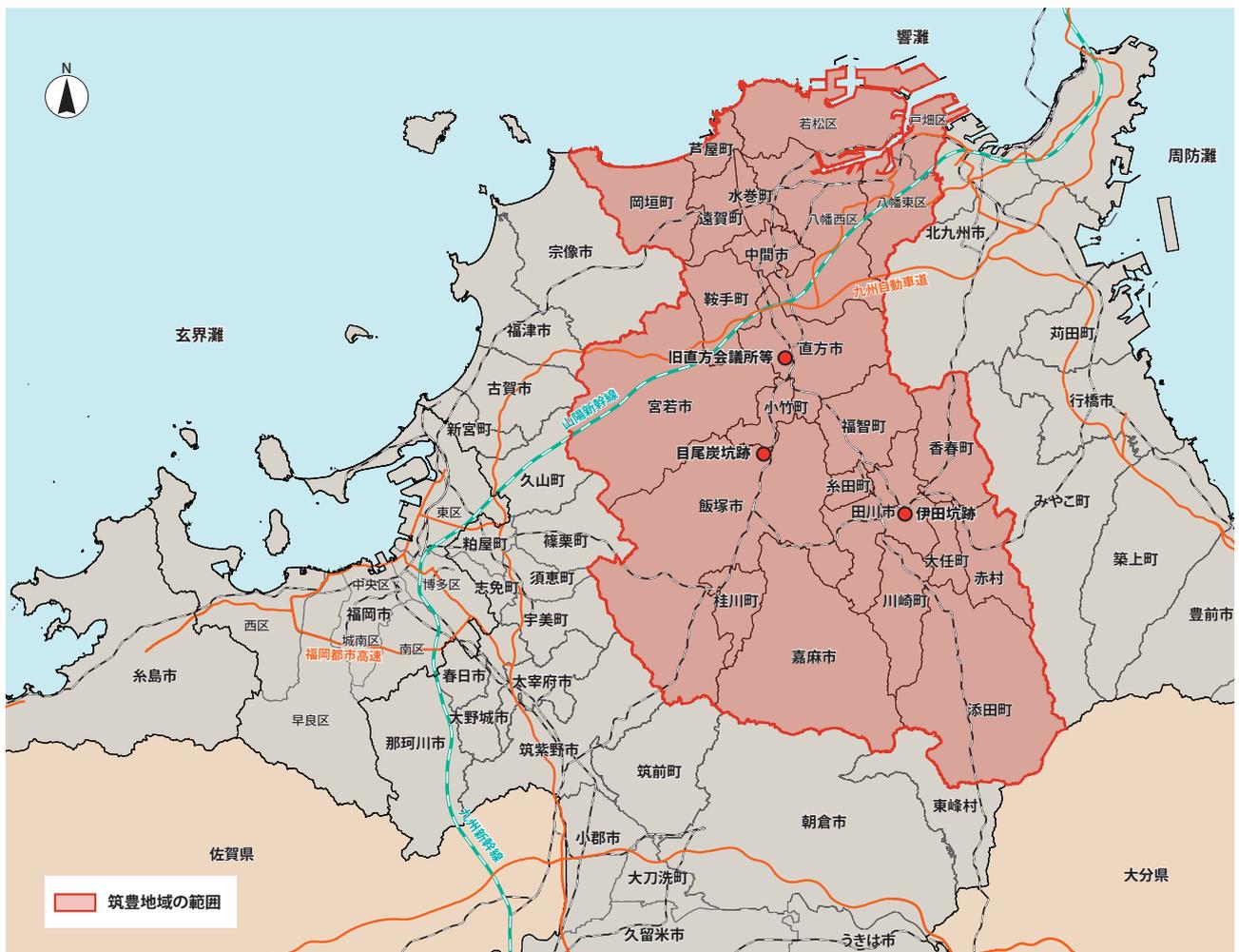


図2-1-1 筑豊地域の範囲

第2節 地理的環境

(1) 地勢

筑豊地域は北部九州を縦貫する遠賀川の流域に所在する。筑豊炭田は遠賀川およびその支流である穂波川、彦山川、中元寺川、犬鳴川、および西川の流域に広がり、延長約47km、東西12～28kmに達し、約787km²の面積を占めた。

地勢は、東を福智山地、西の三郡山地、南の英彦山山地などで三方を囲まれ、北の遠賀川河口に向けて開ける盆地状の地形である。盆地の中央をほぼ南北に走る金国・船尾山地および六ヶ岳によっておよそ東西に分かれ、北は遠賀川下流域の遠賀・鞍手地域、東は彦山川・中元寺川流域の田川地域、西は遠賀川上流で穂波川流域の嘉穂地域で構成される（図2-2-1）。

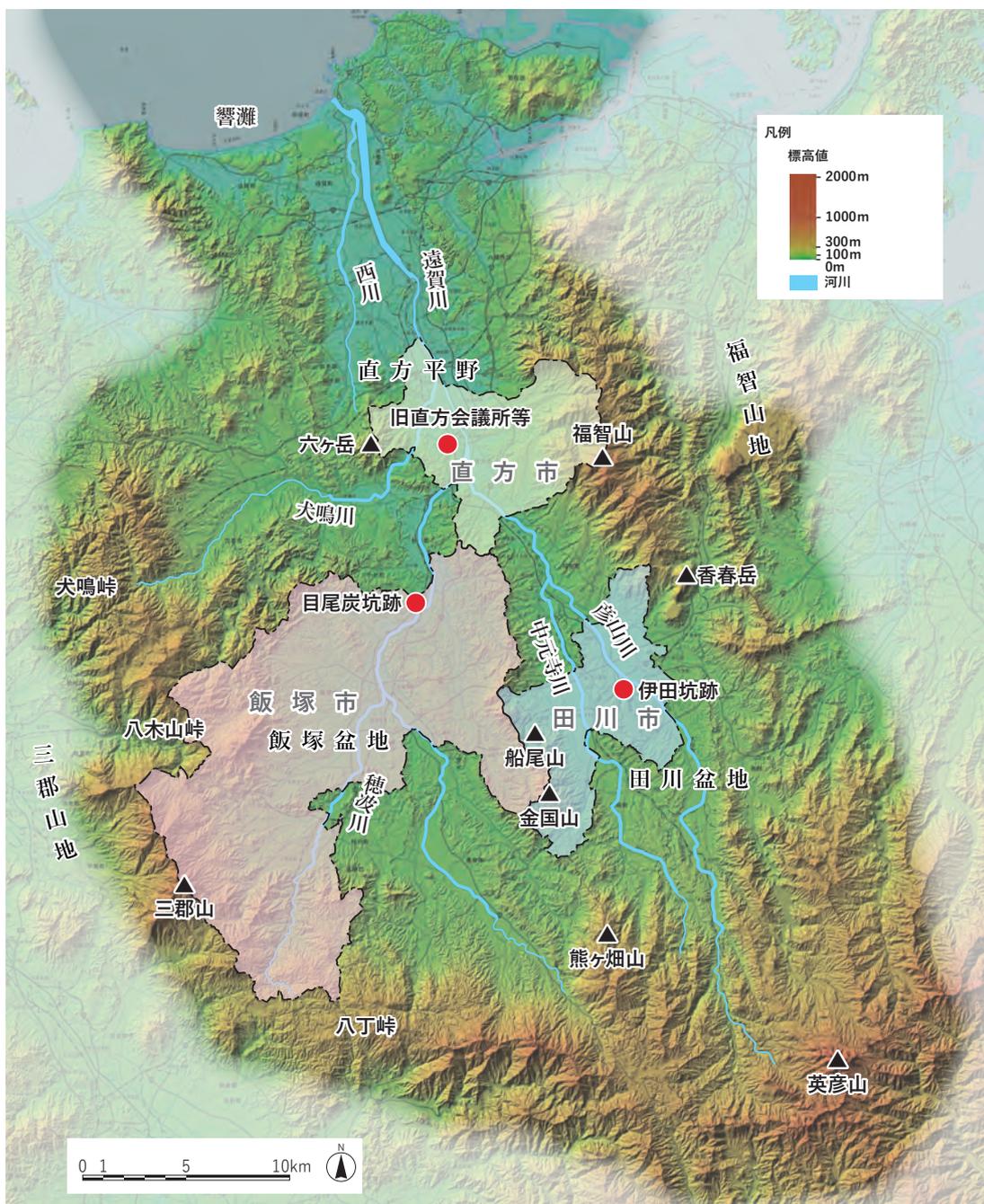


図 2-2-1 地勢（出典：地理院地図（電子国土 Web）色別標高図、陰影起伏図、標準地図（一部改変））

(2) 地質

遠賀川の流域には砂岩・頁岩・礫岩と石炭層の互層である古第三紀層（約 6,500 万～2,500 万年前）が発達しており、筑豊炭田興隆の源とされる。古第三紀層の走向はほぼ北西で、強い横圧力を受け各所で湾曲および断層を生じていた。包含される炭層の傾斜は西から東へ約 15°～20° だが、金国・船尾山地や東端の福智山地付近では、山地の隆起にともなって急傾斜となる場合もある。古第三紀層における夾炭層の全厚は 2,600m 以上に達する。炭層は数十に及ぶが、層群別に分類すると、上から順に遠賀層群、出山層群、上石層群、竹谷層群、本層群（中心は三尺層および五尺層）、大焼層群の六群であった（図 2-2-2）。石炭は主として瀝青炭だが、田川地域や嘉穂地域の一部では煽石や無煙炭も産出する。粘結性と不粘結性があり、用途別では船舶用、機関車用、機関用、コークス用、ガス製造用などに適する各種のものがあつた。筑豊炭田の採掘鉱区は 1 億 3,254 万 8,617 坪、試掘鉱区は 2,743 万 3,574 坪に及んだ（図 2-2-3）。筑豊に賦存する豊富な石炭埋蔵量のうち、約 8.5 億トンの石炭を終焉まで産出したと言われ、理論的には地下になお約 15 億トンの石炭が眠っているとされる。

なお、採掘時に排出されるボタの処理にあたって、島嶼や臨海地域の炭鉱ではボタで海を埋め立てるなどが可能であるが、筑豊炭田は内陸

部であるためボタを海に捨てることができない。

当初は沢地にボタを廃棄していたが、昭和になりスキップ巻が導入されると各地にボタ山が出現し、筑豊炭田の象徴となった。

しかしながら、昭和 30～40 年代に石炭産業が斜陽を迎えると、以後次々と姿を消していき、往時の面影が失われていった。

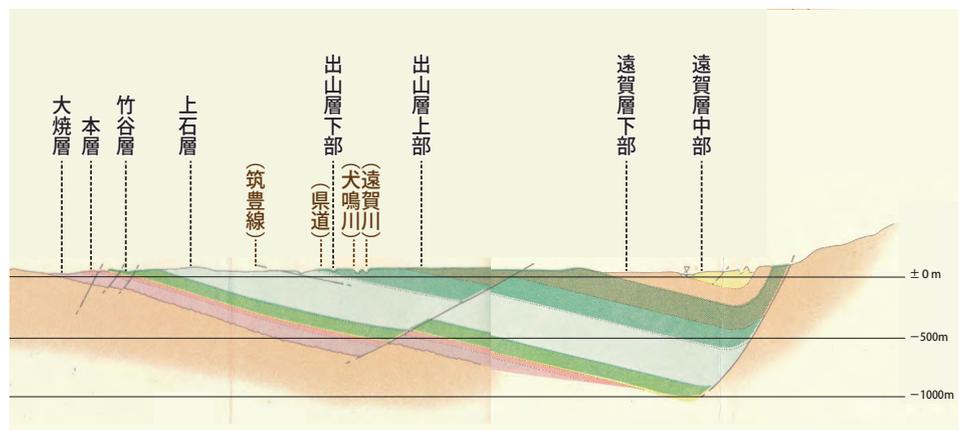


図 2-2-2 地質断面図（出典：「直方地区地質断面図」）



図 2-2-3 最盛期の筑豊炭田炭坑分布図（昭和 15 年頃）（出典：筑豊石炭礦業史年表）

第3節 歴史的環境

(1) 原始・古代～中世

筑豊地域、いわゆる遠賀川流域の各所では、旧石器時代の遺物が採集されており、この頃からこの地での人々の活動の痕跡がうかがわれる。縄文時代になると、海進により形成された古遠賀湾沿岸に貝塚が点在するが、海退現象とともに古遠賀湾は縮小化し、古遠賀潟となる。縄文後期には英彦山山麓などで遺跡の数が増え、遠賀川河口の芦屋町山鹿貝塚では、緑色大珠と貝輪を身に着けた女性とみられる埋葬人骨も検出されている。



図 2-3-1 立岩堀田 10 号甕棺鏡出土状況

弥生時代前期になると、稲作文化が定着したものとみられ、水巻町立屋敷遺跡に代表され、学史に名高い「遠賀川式土器」や大陸系磨製石器類を出土する集落遺跡が流域各地に形成される。中期では飯塚市立岩堀田遺跡（図 2-3-1）が輝緑凝灰岩を原料とした石庖丁（穂摘具）の産地であり、周辺地域に石庖丁を供給した拠点集落としても重要である。また、嘉麻市鎌田原遺跡や立岩遺跡などで中国鏡や銅矛、鉄戈などの金属器類が副葬品として出土する。

古墳時代前期には、飯塚市忠隈古墳などが造営されるようになり、前期末には上流域に沖出古墳、下流域に豊前坊 1 号墳などの 70 m 級の前方後円墳が築造され、近畿地方との結びつきが強くなるが、中期になると、田川市猫迫 1 号墳、同セスドノ古墳、飯塚市山の神古墳など、朝鮮半島との結びつきを示唆する遺物を出土する古墳がみられる。後期になると、桂川町王塚古墳や宮若市竹原古墳などの装飾古墳が、流域各地に築かれる。また、古第三紀層の硬質砂岩層が発達している地域性から、各地に横穴墓群が盛んに造営される。福智町城山横穴群は、流域最大規模の横穴墓群で、鞍手町古月横穴には、墳丘を有し彩色壁画を描く装飾横穴墓が所在する。

古代になると、神籠石系山城である飯塚市鹿毛馬神籠石が築かれる。白村江の敗戦後の列島防衛のための古代山城とみられる。また、仏教の普及にともない官道沿いに田川市天台寺跡（上伊田廃寺）や飯塚市大分廃寺などが造営された。一方、添田町の英彦山は修験道の聖地として古代から近世に至るまで大きな影響力を持っていた。なお、律令期には彦山川流域の田川郡のみが豊前国に編入され、それ以外の遠賀川流域は筑前国となった。この行政区分は廃藩置県まで継続した。

古代末から中世には流域各地に荘園が現れる。地域の西部には観世音寺領や安楽寺領などの大宰府系の荘園が、東部には宇佐八幡領や弥勒寺領など宇佐系の荘園が分布する。一方、現在の直方市域とその周辺に広がっていた粥田荘など、地方武士による荘園もみられる。なお、画僧・雪舟の築庭とされる添田町旧亀石坊庭園や川崎町藤江氏魚樂園といった庭園も英彦山山麓に所在する。戦国期には多くの国人領主が割拠し、周防の大内氏や豊後の大友氏などの戦国大名の傘下に入る者も多かった。

(2) 近世

関ヶ原の戦い後は、筑前に黒田氏、豊前に細川氏（後に小笠原氏）が配置され、前者では高取、後者では上野という、朝鮮半島出身者を陶祖とする国焼が発達する。江戸期は直方が福岡藩の支藩となり、木屋瀬、飯塚、内野、香春、猪膝、大隈などが主要な街道沿いの宿場町として発展した。以降、遠賀川流域は筑前国（遠賀郡、鞍手郡、穂波郡、嘉麻郡）と豊前国（田川郡）の境界地として幕藩体制に組み込まれた。

ところで、この地での石炭発見は、文明10年（1478）、遠賀郡垣生村で「燃える石」を発見したことに遡る。元和9年（1623）の細川家記録には田川郡で石炭が採掘されたとあり、元禄4年（1691）のオランダ人医師ケンペルによる「江戸参府紀行」の記述でも、遠賀川に沿って黒崎に至る途中で、一村をあげて石炭を燃料としていたことがうかがわれる。また、貝原益軒「筑前国統風土記」にも、元禄16年（1703）「燃石 遠賀郡、鞍手郡、嘉麻郡、宗像郡の中、処々山野に有之、村民是を掘り取て薪に代用ふ。遠賀、鞍手殊に多し」とあり、石炭が自家燃料として普及していたようである。

18世紀中頃からは、製塩の燃料用として宗像郡の塩浜へ、また都市燃料として小倉や下関に送られた。18世紀末には福岡・博多の両市中でも筑豊の石炭が利用され、この頃から瀬戸内の塩田でも盛んに石炭が利用されるようになった。

福岡藩では天明8年（1788）に石炭仕組を実施して市中への供給増加を図ったが、文政9年（1826）には領外販売による財政収入獲得を目指した積極的な焚石の採掘・販売政策がとられるようになった。さらに天保6年（1835）には藩財政収入増大を目的とする焚石仕組が実施された。小倉藩でも、都市や塩田への石炭販売が進んだ寛政元年（1789）、金田手永の大庄屋六角氏に田川郡内の石炭採掘状況調査を命じている。天保15年（1844）には藩営炭坑の経営推進と民営炭坑の管理統制の確立、独占販売体制整備を目的として赤池会所の設立を進め、この石炭専売制度は明治6年（1873）まで続けられた。

(3) 明治時代

明治時代に入ると藩の統制下におかれていた筑豊の石炭業は、明治2年（1869）、明治新政府が鉱山開放の布告で「所在村民の反対がなければ、府県藩に願書を出した上で何人も自由に鉱物を採掘してよい」とされた。明治4年（1871）の廃藩置県を経て、明治5年（1872）には鉱山心得書を発布し、石炭は「鉱物」であることを明確化して、全ての鉱物は政府の所有であることも明らかにした。さらに明治6年には、我が国で初めての近代的鉱業法制である「日本坑法」が施行され、全面的に採掘許可制とした。

以後、筑豊の「借区」面積は広がりを見せ、明治19年（1886）には総面積200万坪へと増加し、明治12年（1879）の炭鉱の数は600坑と言われるまでとなった。このため、乱掘の弊害が顕著となり、福岡県では明治18年（1885）に「石炭坑業人組合準則」を発布し



図 2-3-2 竣工時の筑豊石炭鉱業組合
直方会議所

て、組合を設けることを命じた。これに応じて筑豊五郡ではそれぞれ同業組合を設立したが、さらに11月には遠賀・鞍手・嘉麻・穂波・田川の五郡の組合が統合されて、小坑濫立と川艦の統制のために「筑前国豊前国石炭坑業組合」を結成し、同組合は明治26年（1893）に「筑豊石炭鉱業組合」と改称した（図2-3-2）。これ以降、遠賀川流域の地域概念として、この地域は「筑豊炭田」と呼ばれるようになった。

また、政府は福岡県の申請を受け、1本の豎坑で採掘できる区域を1坑区とする「選定坑区」を実施し、明治21年（1888）、福岡県布告で最初の8坑区の選定が告示され、翌22年末までに34の坑区が選定された。その結果、筑豊炭田における選定坑区は1,500万坪にも及ぶ規模になり、筑豊の石炭鉱区面積を10倍近く拡大した。一方、海軍では明治18年に福岡県下一帯の増借区出願を差し止め、糟屋・鞍手・嘉麻・田川の4郡38ヶ村を海軍予備炭田として指定した。しかしながら、開放の世論により、明治24年（1891）、鞍手郡御徳と糟屋郡新原以外を開放した。

これら一連の動向によって、明治20年代には中央大手資本が筑豊の石炭に注目するに至り、三井・三菱・住友などの財閥資本が、熾烈な競争によって筑豊への進出を果たした。

明治前期頃までの採掘法は、露頭から人力だけで掘り進み、排水も人力による段汲やはね釣瓶で行い、排水が困難になると採炭を中止して他へと移る採掘方法が主であった。明治14年（1881）、杉山徳三郎が目尾炭坑（図2-3-3）で、蒸気ポンプの排水が筑豊で初めて成功すると、瞬く間に機械排水が筑豊の炭坑へ普及し、炭坑の近代化を促進した。



図2-3-3 目尾炭坑

当時の石炭輸送は、遠賀川を下って河口の芦屋や、途中から堀川を經由して若松港へと河川での舟運が行われた。遠賀川の水運に使用された川舟は「川艦」と呼ばれた。しかしながら、出炭量の増加は輸送力の増強を必要としたため、明治24年に筑豊興業鉄道が若松―直方間で開通した。以後、石炭産業の興隆に比例して、筑豊には網の目のような鉄道網が敷設されていった。石炭の輸送は水運から徐々に陸運に切り替えられ、明治28年（1895）に陸運が水運を超えると、以降陸運の割合は増大する一方となった。

折からの船舶、鉄道、工業分野への需要の拡大に加えて、明治27年（1894）に日清戦争が始まると炭価は高騰し、国内石炭市場は急速に拡大した。また、明治22年（1889）から門司港が特別輸出港として石炭を直接海外へ輸出できるようになると、筑豊の石炭は盛んに海外へと輸出されるようになった。筑豊石炭産業発展の最大の要因は、輸出市場の拡大にあったともいえる。需要の拡大によって筑豊の産出量は飛躍的に増大し、明治30年（1897）にはついに全国産出量の50%を超え、名実ともに我が国最大の産炭地となった。

明治後期には、採掘技術面でも大幅な進展があった。坑内では支柱を掘り残して碁盤形に採掘する残柱式から炭柱を残さない長壁式へと、新たな方式が採用され始めた。資力に恵まれた大炭鉱では、大型の蒸気ボイラーや巻上機、スペシャルポンプ等の蒸気ポンプを使用して、機械化を進めた。特に明治末期には、採掘場が地下浅部から深部に移行するにともなって、坑内通気・運搬の改善が必要となり、技術の進歩で大型豎坑の開削が可能と

なった筑豊では、三菱方城炭礦（273m）、三井田川伊田豎坑（一坑 361.8m、二坑 362.4m）、日鉄二瀬中央坑（334.4m）が竣工し、我が国の石炭産業における新時代の象徴となった（図 2-3-4）。

反面、坑道が長距離化、大規模化するにしたがい、ガスや落盤、出水、火災などの災害が増加し、その規模も大きくなった。頻発する炭鉱爆発事故に対し、筑豊石炭鉱業組合でも明治 45 年（1912）頃から知識向上、各種安全機器の設置に取り組むなどの対策を講じた。

（4）大正～昭和戦中期

大正 3 年（1914）に勃発した第一次世界大戦の影響による国内各種工業の勃興によって、石炭需要も増大した。好況は大正 8 年（1919）頃まで続いたが、6 月の大戦終結による反動で翌 9 年（1920）以降は不況に転じた。大正 10 年（1921）には事業を休止または縮小する炭鉱が続出し、その結果として鉱員の大量解雇や賃金切り下げも行われた。同年には、筑豊石炭鉱業組合が中心となって発足した石炭鉱業連合会により、全国的な送炭制限が実施された。一方で、生産能率向上や合理化を目的とし、各炭鉱では、採炭現場の長壁式採炭をコールカッター（図 2-3-5）やチェーンコンベヤーなどの切羽機械化で一層推進するようになった。

昭和 5 年（1930）の昭和恐慌の影響で炭価は暴落し、炭価の低落を防止する一方、労務者の整理を柱に経営の合理化を図り、生産コストの引き下げに腐心した。わけても昭和 3 年（1928）9 月から昭和 8 年（1933）9 月までの 5 年間は、女性の坑内作業および深夜業禁止の移行期間とし、同 8 年以降は原則として禁止となった。これにともなって、採炭過程への機械導入を軸に生産体系全体に及ぶ再編が進行し、大手炭鉱を中心に技術革新が行われて、切羽集約などの合理化がますます推進された。

昭和 6 年（1931）に勃発した満州事変で戦時経済へと進み、昭和 12 年（1937）の日中戦争本格化にともない需要は激増した。炭価の暴騰とともに出炭が強行され、筑豊炭田も増産体制となった。昭和 15 年（1940）には、史上最高となる全国 5,632 万ト（筑豊 2,049 万ト）を記録した。しかし、戦争激化にともなう熟練鉱員の応召などによって、出炭量は漸減した。筑豊では、女性の就業や朝鮮人労働者、戦時捕虜の導入によって打開を図ったが、出炭量低下は結局解消されず、昭和 20 年（1945）には全国出炭 2,234 万ト（筑豊 722 万ト）に激減した。



図 2-3-4 伊田豎坑



図 2-3-5 コールカッター

(5) 昭和戦後

終戦直後の復興にとって、荒廃した産業の再建と国民生活安定のためには石炭の増産が至上命令となり、政府は昭和20年(1945)に「炭鉱労務緊急充足実施要綱」を決定し、就労希望者の募集を始めた。GHQも物資を配給するなどして石炭増産政策を指導した。政府は昭和22年(1947)、鉄鋼や石炭の超重点的増産による「傾斜生産方式」を閣議決定し、昭和23年(1948)に「臨時石炭鉱業管理法」を施行して優遇策を推進した。一方で、炭鉱労働者の急激な増加と熟練労働者の不足、資材の入手難や設備改善の不備は災害の上昇を招く結果となり、昭和24年(1949)に「鉱山保安法」が制定された。

こうした中、昭和25年(1950)に勃発した朝鮮戦争は、いわゆる特需ブームを巻き起こし、直ちに石炭業界にも波及、各地に中小の新鉱がにわかに続出した。出炭量も上昇し、昭和26年(1951)には戦前の水準を回復した。しかし、朝鮮戦争終結後は再び不況へと転じ、大手炭鉱でも企業整備のための人員整理が強行された。各炭鉱では生き残りをかけて、鉄柱と鉄梁、コンベヤーの組み合わせによるカップ採炭という新技術で生産能力の向上を図るとともに、大型堅坑開削で体質改善を図った。

また、昭和20年代後半頃から、それまで石炭が独占してきた日本のエネルギー市場に国際石油資本が進出しはじめた。政府は石炭産業の体質改善を図るために、昭和30年(1955)、5年間の時限立法で「石炭鉱業合理化臨時措置法」を制定した。この法律では生産構造の立て直しを目指すとともに、非効率炭鉱の買い上げと労働者の減員を図った。昭和31年(1956)頃には石炭産業界も一時的に活況を呈したが、昭和33年(1958)以降は、石油へのエネルギー転換は避けられず、石炭産業には「斜陽産業」の烙印が押された。

非効率炭鉱の買収は予想以上の状態で炭鉱の閉山も続出し、大量の失業者が発生した。離職者問題は炭鉱離職者救済運動へと発展し、「黒い羽根運動」として全国規模で展開された。政府は昭和34年(1959)に「炭鉱離職者臨時措置法」を制定して、「緊急就労対策事業」によって炭鉱離職者を吸収し、自治体が事業主体となって各種土木・建設事業が行われた。また昭和36年(1961)には政策転換闘争(図2-3-6)を経て、「産炭地域振興臨時措置法」も成立した。



図2-3-6 政策転換闘争

昭和34年1月から翌年11月におよぶ三井三池の争議を経て、石炭鉱業調査団の派遣や労資の休戦を内容とする石炭政策を閣議決定するまでに至ったが抜本的な改善には至らず、昭和37年(1962)以後石油の輸入は自由化を迎えた。同年「石炭対策大綱」(第一次答申)が発表され、いわゆるスクラップ・アンド・ビルド方式の下で石炭産業の再構築が進められた。昭和40年代に入るとエネルギー政策は石油全面依存の方向へ傾斜し、昭和41年(1966)の第三次答申で出された石炭鉱業の漸次的、計画的撤退方針、昭和43年(1968)の第4次および昭和47年(1972)の第5次答申で出された、急激な石炭鉱業崩壊防止のための再建交付金制度が採用されたにもかかわらず、閉山の波に抗うことは叶わなかった。

こうして筑豊では、昭和48年(1973)に貝島大之浦炭礦の閉山で坑内掘が終焉となり、

昭和 51 年（1976）には同鉱の露天掘りが終掘して、石炭産業が完全に終焉した。

（6）炭鉱閉山後

石炭産業消失後の筑豊では、新たな基幹産業の促進、炭鉱労働者の失業による生活危機への対応、鉱害問題の解決といった諸問題が噴出した。財政問題を抱えた各市町は代替産業の振興を目指して構造転換を企図し、地域振興計画に基づく工業団地の造成等を行って企業誘致を推進するなどして旧産炭地からの脱却を進めたが、産業の不振は炭鉱閉山後の筑豊を覆う大きな影となった。昭和 44 年（1969）には、第四次石炭答申に基づいて、失業者の就労と基盤整備、産炭地域の開発振興を目的として産炭地域開発就労事業が実施されることとなり、各地で様々な就労事業が進められた。道路や耕地は再整備が進み、沈下した地盤や河川の改修も急速に進められた。その反面、炭鉱の面影は負の遺産として脱石炭と財政再建推進のための払拭の対象となり、多くの炭鉱関連建造物が姿を消していった。炭鉱跡地は工業団地などとして整備が行われ、筑豊の象徴でもあった大小のボタ山も、その後の再利用や造成事業等によってほぼ消滅した（図 2-3-7）。往時の姿をとどめるボタ山は現在では数えるほどである。また石炭運搬用路線として整備された鉄道網も、国鉄の赤字ローカル線廃止方針に従って昭和 50 年代後半頃を中心に次々と廃止が決定した。



図 2-3-7 ボタ山を崩す様子

こうして、かつての炭鉱景観は急速に様変わりする一方で、筑豊が炭鉱とともに辿った歴史を顕彰し、関連する資料や遺産を保存する動きも見られた。直方市石炭記念館（昭和 46 年（1971））、宮田町石炭記念館（昭和 52 年（1977））、現、宮若市石炭記念館）が開館し、田川市では、閉山した三井田川伊田堅坑跡を石炭記念公園として整備し、堅坑櫓と煉瓦煙突は現地保存されることとなった。昭和 58 年（1983）には、敷地内に石炭資料館（現、田川市石炭・歴史博物館）が開館した。近年では、各地に残る炭鉱関連遺産や記録類は、地域の重要な文化財として指定・登録による保護が図られており、特に、平成 23 年（2011）に「山本作兵衛コレクション」が日本で初めてユネスコ「世界の記憶」に登録されたことは、記憶に新しい。

さらには、伊田坑跡や目尾炭坑跡のように、炭鉱跡を埋蔵文化財として発掘調査が行われ、旧直方会議所等とともに筑豊炭田遺跡群として国指定史跡となった（図 2-3-8）。石炭産業が失われて半世紀が過ぎようとする現在の筑豊では、種々の文化財によって当時の記憶を呼び起こすという、新しい局面を迎えている。



図 2-3-8 祝国指定史跡の横断幕

第4節 社会的環境

社会的環境では、筑豊地域と本市に分けて、その状況を整理する。なお本節では、統計データを集計するにあたり、飯塚市、直方市、田川市、宮若市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町を含む範囲を筑豊地域の範囲とする。

(1) 筑豊地域の概要

1) 人口

筑豊地域の人口のピークは、昭和30年（1955）前後である。この年以降、エネルギー革命や石炭不況により、筑豊地域は炭鉱の閉山が相次いだ（図2-4-1）。

昭和30年から昭和50年（1975）にかけては、約30万人近く人口が激減している。炭鉱の閉山などが相次ぎ、人口が流出した時期である。

昭和60年（1985）には人口が微増するが、これは企業誘致による代替産業の振興、様々な就労事業なども要因と考えられる。以後、現在に至るまで人口減少が続いている。現在人口416,564人は大正14年（1925）より少なく、ピーク時の約54%となっている。

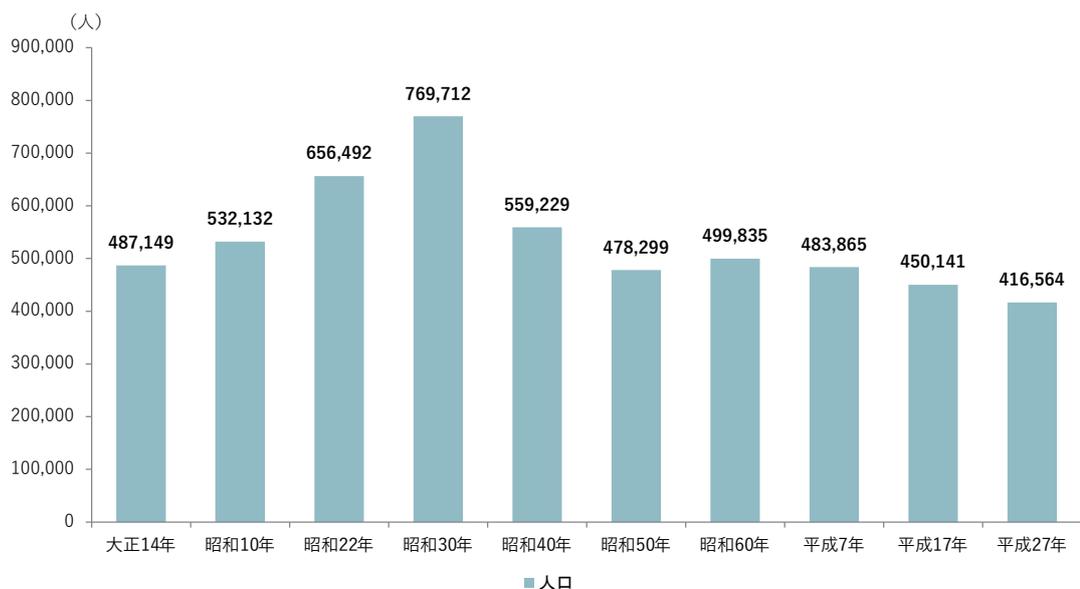


図2-4-1 筑豊地域の人口推移（出典：国勢調査）

2) 交通

①鉄道

近世から明治前半までは遠賀川の水運で河口の芦屋や洞海湾の若松港まで石炭を輸送していたが、出炭量が水運の輸送量を上回り、明治24年（1891）に筑豊興業鉄道が若松 - 直方間で鉄道を開設した。以降は鉄道が石炭輸送を一手に引き受けた。内陸部の炭田であるため、積出港までの距離を克服する必要があり、炭鉱と鉄道を結ぶ引込線などの鉄道網が張り巡らされていった。

炭鉱の閉山にともない、昭和50年代後半を中心に多くが廃線となったが、現在もJR筑豊本線、同後藤寺線、同日田彦山線、平成筑豊鉄道伊田線、同田川線、同糸田線、筑豊電

気鉄道などの鉄道網が地域を結んでいる。

旧直方会議所等と伊田坑跡の最寄り駅は、それぞれ直方駅、田川伊田駅である。高台に位置する史跡指定地から駅と鉄道を望むことができる。

一方、目尾炭坑を通った幸袋線は廃線となっているが、現地には幹線への引込線が遺構として残されている（図 2-4-2）。

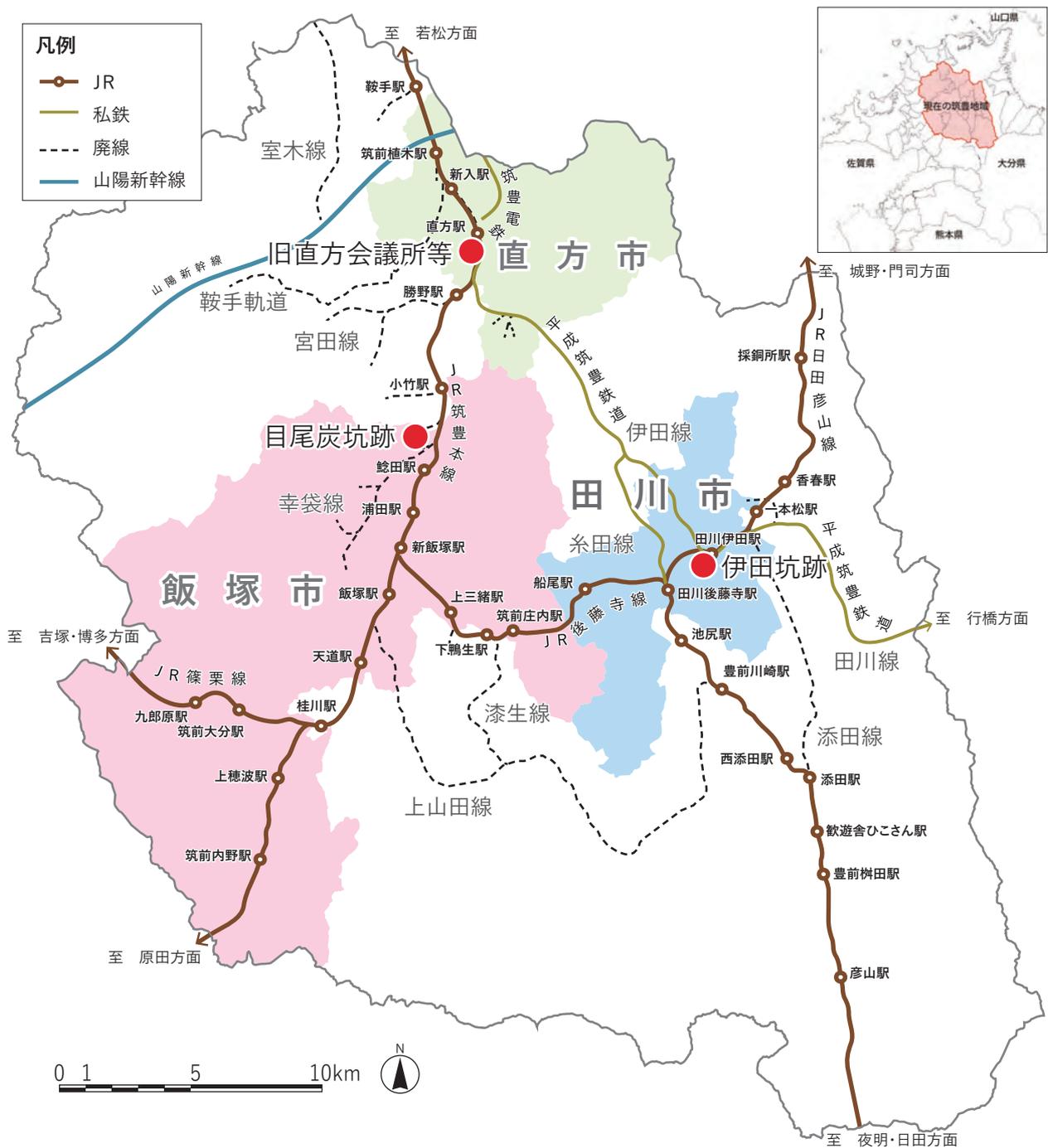


図 2-4-2 筑豊地域の鉄道網

②道路

目尾炭坑跡、伊田坑跡、旧直方会議所等はそれぞれ 10km 前後離れており、その間の移動は一般的に自動車に頼る方が多いと考えられる。

主なアクセスルートは、旧直方会議所等 - 伊田坑跡は県道 22 号、旧直方会議所等 - 目尾炭坑跡は国道 200 号、目尾炭坑跡 - 伊田坑跡は国道 201 号が主にその役割を担っている。

福岡市と筑豊地域を結ぶ主要ルートとしては国道 201 号、北九州市と筑豊地域を結ぶ主要ルートとしては国道 200 号と国道 322 号がその役割を担っており、福岡市、北九州市から約 1 時間程度でアクセスすることができる（図 2-4-3）。

なお、直方市と福岡市および北九州市間を高速バス、本市、田川市と福岡市間を特急バス、田川市と北九州市間を在来バスが運行している。

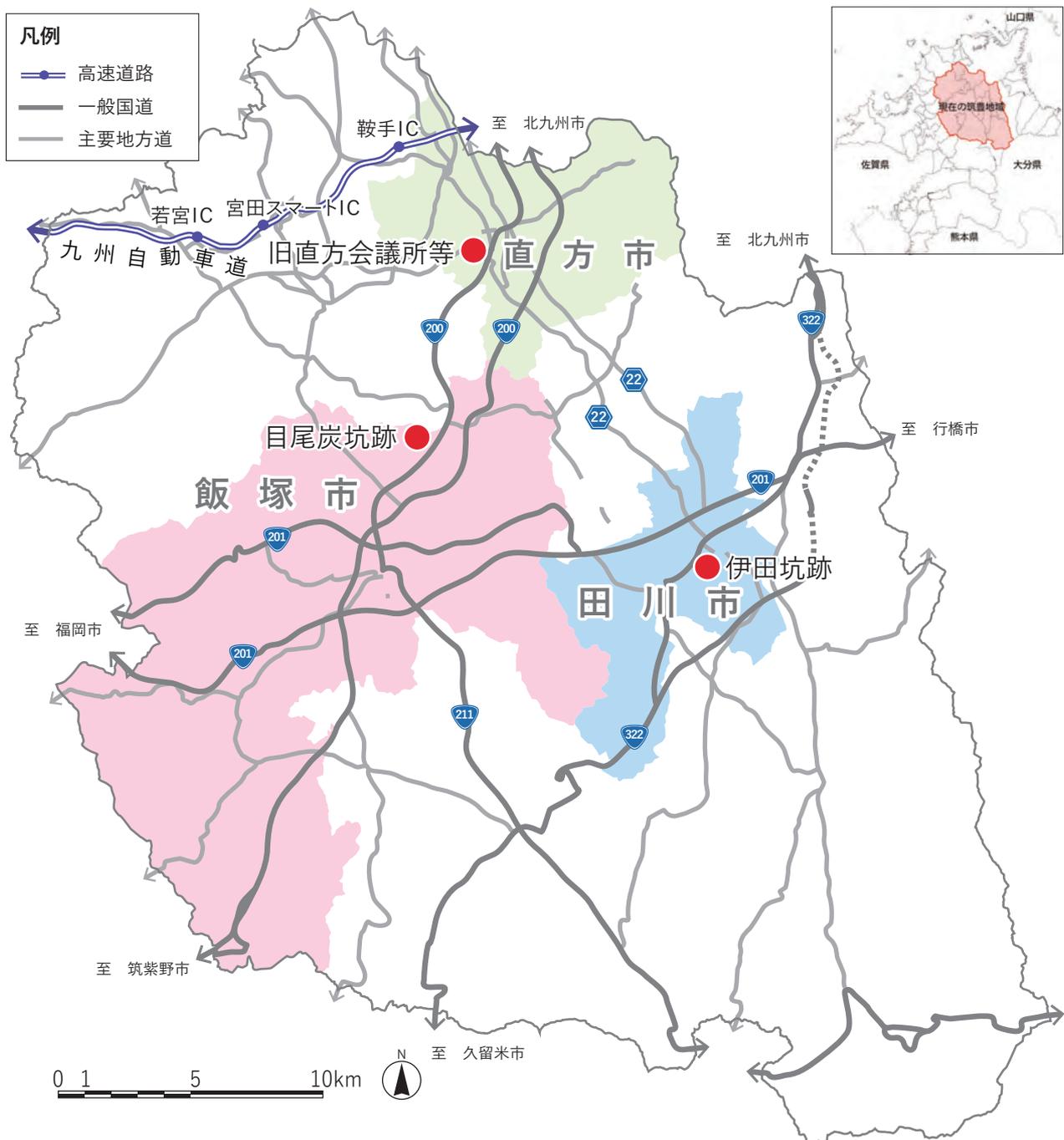


図 2-4-3 筑豊地域の道路網

(2) 飯塚市の社会的環境

1) 人口

本市の人口は筑豊炭田の繁栄とともに増加し、昭和30年（1955）には20万人弱に達するが、筑豊炭田の閉山とともに減少に転じる（図2-4-4）。その後、企業誘致による代替産業の振興などで昭和50年（1985）から平成7年（1995）までは微増が続くが、平成17年（2005）以降は再び減少傾向となっている。なお、世帯数は昭和40年（1965）から増加傾向が続いている。

昭和30年と平成27年（2015）を世代別に比較すると、生産年齢人口の割合は大きく減少してない。一方、少子高齢化の傾向が顕著である（図2-4-5）。

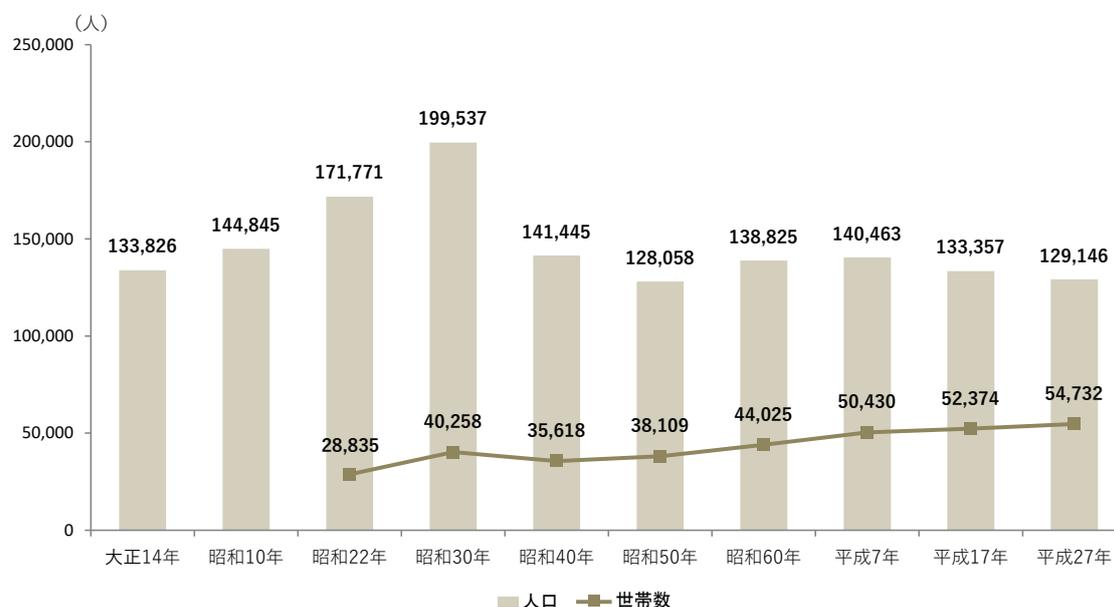


図 2-4-4 飯塚市の人口・世帯数の推移（出典：国勢調査）

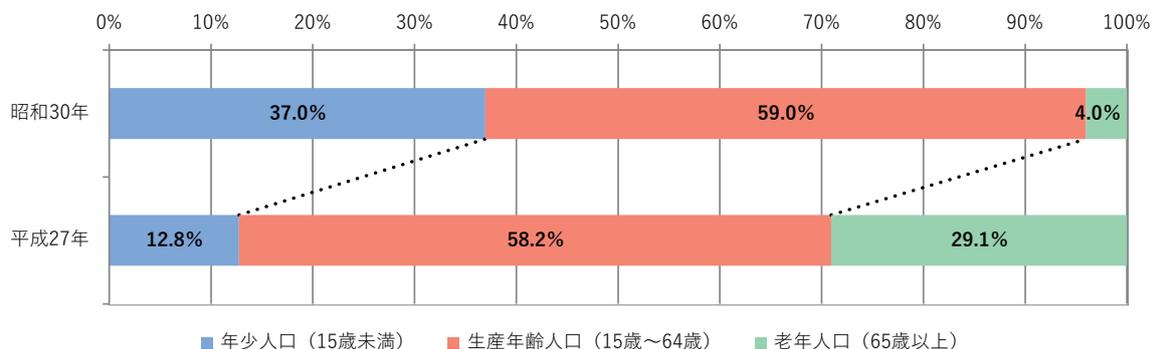


図 2-4-5 飯塚市の年齢3区分別人口比の推移（出典：国勢調査）

2) 産業

本市の就業人口から産業の状況をみていくと、昭和30年（1955）には石炭産業を含む第二次産業が5割近くを占めていたが、平成27年（2015）には約2割まで減少している。

代わりに第三次産業が増加しており、昭和30年の4割弱から平成27年の約7割へと増加が顕著である（図2-4-6）。

一方、第一次産業は、昭和30年には2割近くを占めていたが、平成27年には大きく減少している。

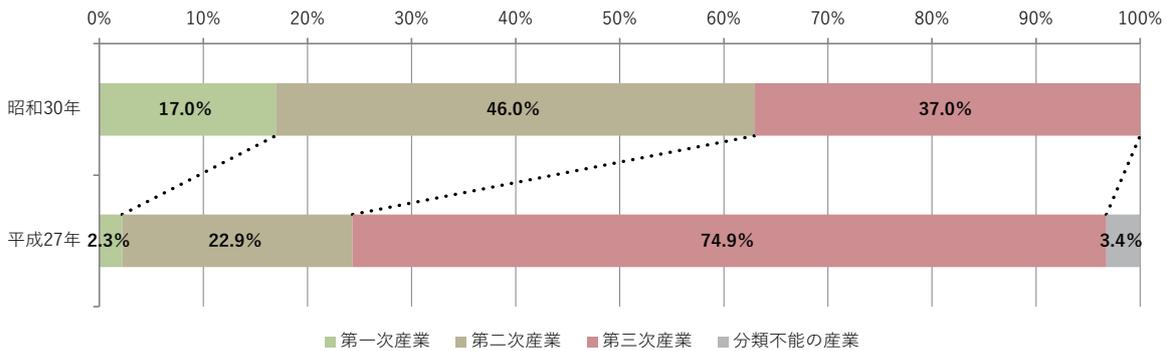


図 2-4-6 飯塚市の産業別従業者数の推移（出典：国勢調査）

3) 土地利用

本市の土地利用の現況を概観すると、遠賀川周辺に形成される低平地や丘陵地などを中心に宅地が広がっており、宅地周辺の河川沿いに農用地がある（図2-4-7）。

市域の西部では市域東部に比べると宅地化などが進んでおらず、森林が広がっている。

本市は、江戸時代は宿場町、明治以降は筑豊炭田を支える商都として隆盛を極めたこともあり、中心市街地には複数の商店街が立地している。しかし、近年では主要幹線道路である国道200号及び国道201号沿線にロードサイド型の大型店が集積しており、中心市街地における商業機能の低下がみられる。

また、市内には19ヶ所の工業団地が整備されており、その多くは郊外部の丘陵地に立地している。かつての炭坑関連用地は宅地や工業団地、ゴルフ場などに転用されている。

4) 観光

本市の観光入込客数は、平成 21 年（2009）の 2,516 千人をピークに減少に転じており、平成 26 年（2014）に一旦増加したものの、その後は再び減少に転じ、平成 28 年（2016）以降は 2,000 千人を下回っている。平成 27 年（2015）までは県外客、宿泊客が概ね増加傾向であったが、平成 28 年以降いずれも大幅に減少している（図 2-4-8）。

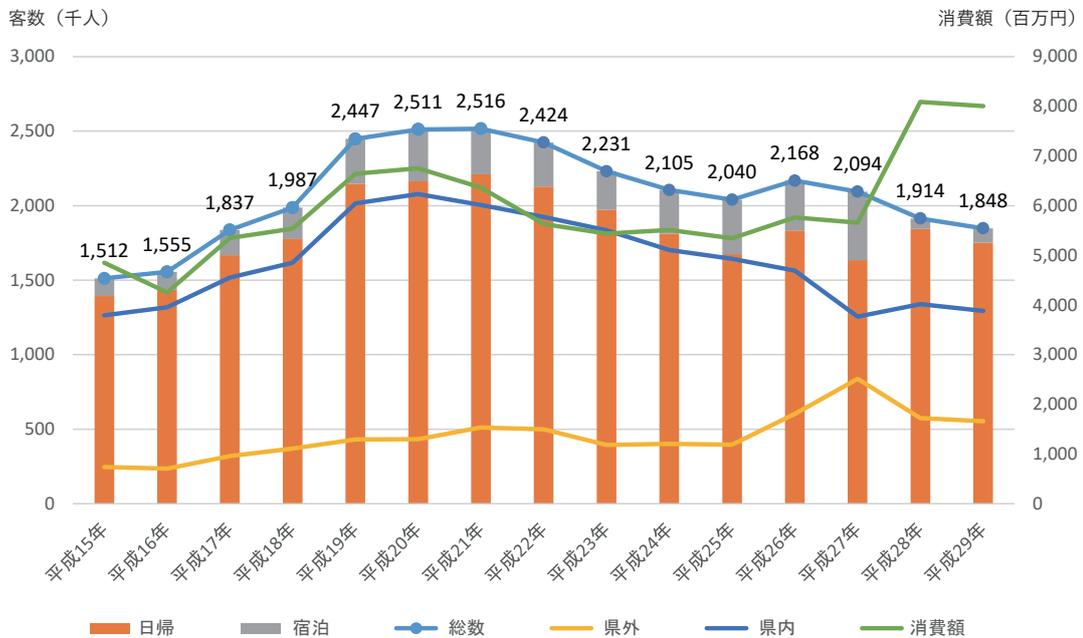


図 2-4-8 飯塚市の観光入込客数の推移（出典：福岡県観光入込客推計調査）

5) 地域文化

江戸時代には長崎街道の宿場町として飯塚宿、内野宿が栄え、ドイツ人医師シーボルトや日本全図を作成した伊能忠敬など多くの著名人も往来した。長崎街道は、長崎と小倉を結んだ街道で、長崎の出島に輸入された砂糖文化が広まった。近年、街道沿いの市町村により「シュガーロード」として観光・文化の発信を行っており、令和 2 年（2020）6 月には「砂糖文化を広めた長崎街道～シュガーロード～」として日本遺産にも認定された。



図 2-4-9 ひよ子

このことから、本市では古くから菓子製造が盛んであり、「ひよ子」、「千鳥饅頭」、「なんばん往来」など、九州を代表する銘菓の発祥の地となっている（図 2-4-9）。

6) 文化財

本市には史跡指定を受ける目尾炭坑跡を含め、国指定文化財が 7 件、県指定文化財が 15 件、市指定文化財が 30 件、国登録文化財が 1 件ある（表 2-4-1、表 2-4-2）。

そのうち、炭坑関係の指定・登録文化財は、目尾炭坑跡のほか、旧伊藤家住宅（図 2-4-10）、旧伊藤傳右エ門氏庭園（図 2-4-11）、巻き上げ機台座（図 2-4-12）、嘉穂劇場（図 2-4-13）が挙げられる。

明治 30 年代後半に建造された旧伊藤家住宅は、長崎街道に面しており、池を配した広大な回遊式庭園（旧伊藤傳右エ門氏庭園）を持つ。当時先進的だった建築技術や、繊細で優美な装飾を随所に見ることができ、また、柳原燐子（歌人・柳原白蓮）が伝右衛門の妻として約 10 年を過ごしたゆかりある地でもあることから、本市を代表する観光施設となっている。平成 23 年（2011）9 月には旧伊藤傳右エ門氏庭園が国の名勝に指定され、令和 2 年（2020）12 月には旧伊藤家住宅が重要文化財に指定されている。

巻き上げ機台座とは、炭鉱の坑内に資材や人員を送ったり、掘り出した石炭を地上に搬出する炭車を引っ張るためのロープを巻き上げる機械の台座であり、市の有形文化財に指定されている。大正時代に三菱飯塚炭鉱で使用されたもので、筑豊地区でも最大級のものである。戦後に造られた台座はコンクリート製が多く、赤煉瓦の台座が残っているのは珍しい。操業時は台座の上に動力小屋があり蒸気機関で稼動していたと思われる。

嘉穂劇場は、昭和 6 年（1931）に落成した芝居小屋である。桝席と花道、廻り舞台やせりなど江戸時代の芝居小屋の特徴を持ち、国の登録有形文化財となっている。炭鉱で働く人々の娯楽施設として大正 10 年（1921）に開場した前身「中座」が台風により倒壊したため、嘉穂劇場として再開場し、現在も歌舞伎をはじめ、浪花節劇、新派の演劇、コンサートなど様々な公演を開催している。また、指定は受けていないが、歴史や文化的価値のある文化的所産が市内に多く存在している。

なお、指定・登録文化財の位置は図 2-4-14 に示す。



図 2-4-10 旧伊藤家住宅



図 2-4-11 旧伊藤傳右エ門氏庭園



図 2-4-12 巻き上げ機台座



図 2-4-13 嘉穂劇場

表 2-4-1 市内の文化財

部門	種別	国指定	県指定	市指定	国登録	合計
有形文化財	建造物	1	-	6	1	8
	考古資料	1	4	8	-	13
	彫刻	-	2	2	-	4
	歴史資料	-	-	1	-	1
民俗文化財	有形民俗文化財	-	1	4	-	5
	無形民俗文化財	-	2	-	-	2
記念物	史跡	3	3	5	-	11
	名勝	1	-	-	-	1
	天然記念物	1	3	4	-	8
合計		7	15	30	1	53

表 2-4-2 市内の文化財一覧

国指定文化財

部門	種別	番号	名称
有形文化財	建造物	1	旧伊藤家住宅※
	考古資料	2	立岩遺跡堀田甕棺群出土品
記念物	史跡	3	大分廃寺塔跡
		4	鹿毛馬神籠石
		5	筑豊炭田遺跡群（目尾炭坑跡）※
	名勝	6	旧伊藤傳右工門氏庭園※
	天然記念物	7	鎮西村のカツラ

県指定文化財

部門	種別	番号	名称
有形文化財	考古資料	8	滑石刻真言
		9	元亨二年在銘法橋琳弁石卒都婆
		10	五智如来板碑 附 南無阿弥陀仏名号板碑
		11	小正西古墳出土品
	彫刻	12	木造薬師如来立像
		13	木造聖観音立像
民俗文化財	有形民俗	14	飯塚の紙芝居及び上演用具
	無形民俗	15	大分の獅子舞
		16	綱分八幡宮神幸行事
記念物	史跡	17	川島古墳
		18	小正西古墳
		19	山王山古墳
	天然記念物	20	明星寺のボダイジュ
		21	大分八幡の大クス
		22	内野の大イチョウ

市指定文化財

部門	種別	番号	名称
有形文化財	建造物	23	巻き上げ機台座※
		24	大分八幡宮の三重塔
		25	旧松喜醤油屋
		26	大分八幡宮の鳥居
		27	大分八幡宮の惣門
		28	大分八幡宮の石燈籠
	考古資料	29	川島・殿ヶ浦出土縄文土器
		30	立岩・焼ノ正出土銅戈鋳型片
		31	立岩運動場遺跡出土品
		32	スダレ遺跡出土品（子持壺、貝輪）
		33	忠隈1号墳出土品 （三角縁波文帯三神三獣鏡、獣形鏡、金銅製四葉座金具）
		34	川島古墳出土品
		35	高取家墓地出土陶磁器
	彫刻	36	筒野の経筒
37		大分八幡宮の仁王像	
歴史資料	38	大分八幡宮の石造狛犬	
	39	明星寺関係資料	
民俗文化財	有形民俗	40	大分八幡宮の絵馬
		41	馬頭観音像※
		42	舩石
		43	曩祖八幡宮の黒田二十四騎図絵馬
記念物	史跡	44	立岩堀田甕棺遺跡
		45	川津古墳
		46	川島古墳群
		47	国境石3基 附 国境石2基
		48	元吉の殿墓
	天然記念物	49	大分八幡宮の大楠群
		50	大分八幡宮の銀杏
		51	城ノ腰ため池のオニバス
		52	菰池のヒメコウホネ

国登録有形文化財

部門	種別	番号	名称
有形文化財	建造物	53	嘉穂劇場主屋※

※：炭坑関係の文化財

指定文化財以外の炭坑関連遺跡

番号	名称	所在地
1	明治炭鉱事務所	飯塚市勢田
2	仁保炭鉱大門坑	飯塚市大門
3	麻生綱分炭鉱巻き上げ機台座	飯塚市綱分
4	日鉄二瀬炭鉱正門	飯塚市枝国
5	住友忠隈炭鉱会館	飯塚市忠隈
6	忠隈炭鉱第四坑巻き上げ機台座	飯塚市忠隈
7	忠隈炭鉱ボク山群	飯塚市忠隈
8	久垣小正鉱業所巻き上げ機台座	飯塚市小正

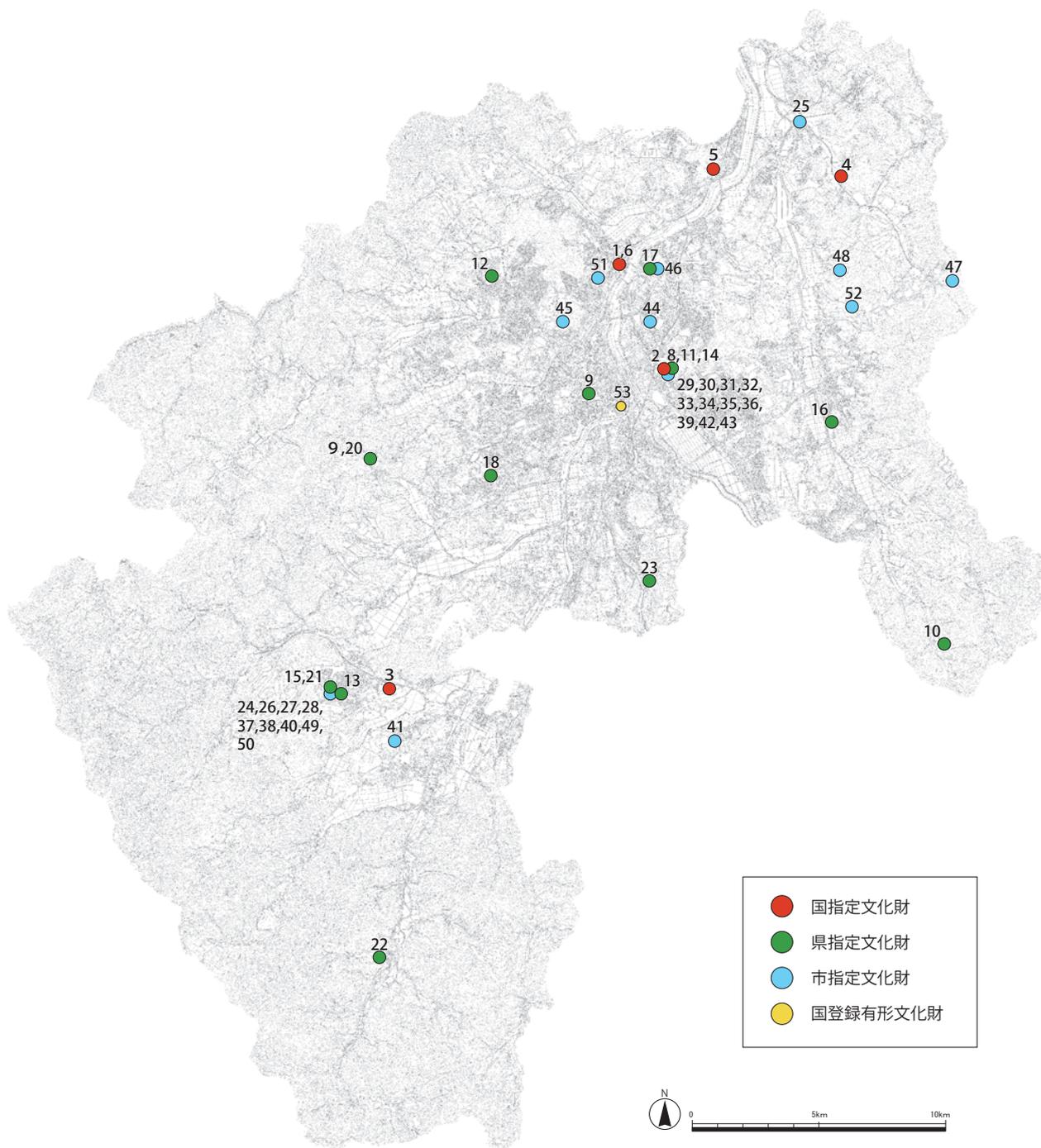


図 2-4-14 指定・登録文化財の位置